

「おかやま旅応援割」観光クーポン券利用施設登録誓約書（飲食店追加様式）

「おかやま旅応援割」で発行される「観光クーポン券」の利用登録の登録を受けたいので、下記の事項に誓約します。

<p><b>誓約事項</b></p> <p><u>確認の上、□にチェックを入れてください</u></p> <p><u>※チェックがない場合は、申込登録の対象となりませんのでご注意ください。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>□日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。</li><li>□風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいません。</li><li>□事業実施期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。</li><li>□事業実施期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。</li><li>□県又はおかやま旅応援割事務局が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。</li><li>□「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。</li><li>□「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。</li><li>・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の仕様等）。</li><li>・他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下と同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。 ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではありません。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的です。</li><li>・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。</li></ul></li><li>□「新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店」チェックシート(下記HP参照)を活用し、感染防止に努めます。(https://www.pref.okayama.jp/page/724233.html)</li><li>□カラオケ設備を有している場合であっても、観光クーポン券の利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。</li><li>□利用者に対して、以下の事項を周知します。<ul style="list-style-type: none"><li>・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと</li><li>・できる限り混雑する時間帯を避けること</li><li>・大人数での会食や飲み会を避けること</li><li>・デリバリーやテイクアウトを活用すること</li><li>・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること</li><li>・食事の前に手洗い・消毒をすること</li><li>・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること</li></ul></li></ul>
--	---

- ・食事中以外はマスクを着用すること
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること

ガイドラインの遵守に係る不備について、県又はおかやま旅応援割事務局の指摘に適切に対応しない場合や本同意書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、おかやま旅応援割事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していません。また、必要な場合には、岡山県警察本部に照会することを承諾します。

（1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

（2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

（3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

本事業の中止を含めて県が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。

この誓約に虚偽があり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

事業者名：

署名：